(二)　保険事故の事由となる出資外国法人等販売契約等の相手方の債務の履行遅滞から、日本国の政府及び地方公共団体の債務の履行遅滞を除くこととした。(第二一条関係)

(三)　出資外国法人等貿易保険の対象は、出資外国法人等が保険契約の締結後生じた外国における戦争、革命又は内乱により出資外国法人等販売貨物等の保管又は維持に要する費用等を新たに負担すべきこととなったことにより受ける損失とすることとした。(第二二条関係)

6　為替変動保険

為替変動保険の対象となる輸出契約等に係る外国通貨として、欧州経済通貨統合参加国通貨を追加等することとした。(第二四条関係)

7　海外投資保険

海外投資保険の保険事故の事由のうち、三月以上の事業の休止を一月以上の事業の休止とすることとした。(第三一条関係)

8　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

9　附則

(一)　関係政令について所要の改正を行うこととした。(附則第二項関係)

(二)　この政令は、貿易保険法の一部を改正する法律の施行の日(平成二六年一〇月一日)から施行することとした。

◇**次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**(政令第三一三号)(厚生労働省)

母子及び寡婦福祉法施行令の一部改正関係

一　題名

題名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とすることとした。(題名関係)

2　定義

配偶者のない男子として、配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない男子等を定めることとした。(第一条の二関係)

3　父子家庭に対する福祉の措置

父子家庭に対する福祉の措置の章を創設し、父子福祉資金の貸付け及び父子家庭自立支援給付金に関する事項を定めることとした。(第三一条～第三一条の一〇関係)

4　その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　児童扶養手当法施行令の一部改正関係

1　児童又は受給資格者が公的年金給付等の受給等の対象となっている場合に支給が制限される児童扶養手当の額等を定めることとした。(第六条の二～第六条の四関係)

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

三　関係政令の整備

その他関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。

四　経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。(附則第二項及び第三項関係)

五　この政令は、平成二六年一〇月一日から施行することとした。ただし、二及び三の一部については、同年一二月一日から施行することとした。

◇**地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令**(政令第三一四号)(厚生労働省)

一　医療法施行令の一部改正関係

刑事施設等の中に設けられた病院等及び皇室用財産である病院等については、病床の機能等の都道府県知事への報告義務に係る医療法(昭和二三年法律第二〇五号)の規定は、適用しないこととした。(第三条第二項及び第三項関係)

二　外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行令の一部改正関係

臨床教授等の許可等の申請に係る手数料の額を、一万五、三〇〇円(電子情報処理組織を使用する場合にあっては、一万五、一〇〇円)とすることとした。(第二条関係)

三　厚生労働省組織令の一部改正関係

医事課等の所掌事務として、外国看護師等の臨床修練並びに外国医師及び外国歯科医師の臨床教授等に関することを加えることとした。(第三三条第一〇号、第三五条第三号、第三六条第三号及び第三七条第三号関係)

四　その他関係政令の一部改正関係

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成一七年政令第一四六号)について所要の規定の整備を行うこととした。

五　施行期日

この政令は、平成二六年一〇月一日から施行することとした。

政　令

貿易保険法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年九月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三百十一号

貿易保険法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、貿易保険法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十九号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

貿易保険法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年十月一日とする。

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　小渕　優子
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

貿易保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年九月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三百十二号

貿易保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、貿易保険法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十九号)の施行に伴い、並びに貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)第二条第一項、第三項、第五項、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十五項、第十三条第二項第二号、第二十七条第二項第五号、第三十一条第二項第二号及び第四号、第三十七条第二項並びに第五十二条第二項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

貿易保険法施行令(昭和二十八年政令第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(定義)

第一条　この政令において、「輸出契約」、「輸出者」、「仲介貿易契約」、「仲介貿易者」、「技術提供契約」、「外国政府等」、「技術提供者」、「出資外国法人等」、「仲介貿易貨物」、「出資外国法人等販売貨物」又は「出資外国法人等仲介貿易貨物」とは、それぞれ貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号。以下「法」という。)第二条第一項から第六項まで若しくは第九項、第二十六条第一号又は第三十一条第二項第一号に規定する輸出契約、輸出者、仲介貿易契約、仲介貿易者、技術提供契約、外国政府等、技術提供者、出資外国法人等、仲介貿易貨物、出資外国法人等販売貨物又は出資外国法人等仲介貿易貨物をいう。

第一条の次に次の二条を加える。

(輸出契約等の定義)

第一条の二　法第二条第一項の事項は、貨物の名称、型又は銘柄及び数量、仕向国、船積時期並びに取引の条件とする。

2　法第二条第三項の事項は、貨物の名称、型又は銘柄及び数量、仕向国、船積時期並びに販売又は賃貸の条件とする。